

輪島市監査公表第19号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月12日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月4日（火） 農業委員会事務局

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

### 4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度監査資料（平成28年4月から8月まで）及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

### 5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○国の制度改革により、本市では、平成30年8月より農業委員の公募による市長任命制及び「農地利用最適化推進委員」の設置が施行される。農業の担い手の高齢化による農地荒廃対策として機構集積支援事業を推し進め、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を行い、遊休農地対策が今後とも進められていくと考えられる。農業委員会としては、その機能を十分に発揮され存在感を発揮されるよう期待したい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。